

防府市学校給食センター献立作成委員会設置要綱

平成18年7月25日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市学校給食センター献立作成委員会（以下「献立作成委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 献立作成委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 防府市学校給食センターが実施する学校の給食に係る献立作成に関すること。
- (2) 給食食材の調査及び購入に関すること。
- (3) その他、献立の作成に必要な事項。

(委員)

第3条 献立作成委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから防府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 中学校校長会給食部会の代表者
- (2) 中学校給食主任の代表者
- (3) 中学校養護教諭の代表者
- (4) 中学校PTA連合会の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 献立作成委員会に委員の互選による正副委員長を置く。

2 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 献立作成委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 献立作成委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 献立作成委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 献立作成委員会の庶務は、教育委員会学校教育課で処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から実施する。